

## 令和4年度宮城県高齢者施設エネルギー価格高騰対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、エネルギー価格及び物価の高騰下における高齢者施設の安定的な介護サービスの提供を支援するため、「令和4年度宮城県高齢者施設エネルギー価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる高齢者施設は、令和5年1月1日までに事業活動を開始しかつ令和5年3月31日の時点で別表1に定める対象サービス種別に掲げる事業を行う宮城県内（仙台市を除く。）に所在する高齢者施設（市町村及び市町村を構成員とする団体が運営する施設（指定管理の施設を含む。）を除く。）とする。

### (交付額の算定方法)

第3 補助金の交付対象となる高齢者施設の基準単価、対象経費及び助成額は、別表1のとおりとする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請及び実績報告)

第4 規則第3条の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、(1)及び(2)については、サービス種別等に応じて該当するものを提出するものとし、(3)については、別表1に掲げる訪問系の事業所のうち、医療系サービスのみなし指定事業所が申請する場合に添付するものとする。

(1) 施設別申請額一覧（別紙1A及び別紙1B）

(2) 施設別個票（別紙2A、2B、2C及び2D）

(3) 常勤換算表（別紙3）

(4) 口座振込依頼書（振込先口座の通帳の写しを含む。）（別紙4）

3 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。

4 第1項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

### (交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) この補助金に関係する証拠書類については、事業の完了の日の属する年度

の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (2) 補助金の交付対象となった施設が令和 5 年 3 月 31 日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合又は定員を減少させた場合（以下「廃止等」という。）、その旨を県に報告するとともに、別表 2 に基づいて算出された額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- (3) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付の決定及び額の確定）

第 6 知事は、第 4 の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第 1 項の交付の決定は、規則第 13 条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

（補助金の交付方法）

第 7 本補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の取消し）

第 8 知事は、規則第 16 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

（補助金の返還）

第 9 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（書類の提出部数）

第 10 この要綱により知事に提出する部数は各 1 部とする。

（その他）

第 11 この要綱に定めるもののほか、交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年12月19日から施行する。